上山市告示第１９１号

　令和３年度上山市新型コロナウイルス感染症対策安全対策強化経済活動支援金交付要綱を次のように定める。

　　令和３年７月１日

上山市長　横　戸　長兵衛

令和３年度上山市新型コロナウイルス感染症対策安全対策強化経済活動支

援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内事業者に係る山形県の新型コロナ対策認証取得及び取得後の事業推進を図るため、プロモーション及び新商品・新プランの開発に要する経費に対し、予算の範囲内において支援金を交付することについて、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和３７年規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　プロモーション　認証を取得した市内企業が販売の促進又は誘客促進を目的として、広告物の製作又はマスメディア等を活用した広告等を行った場合をいう。

（２）　新商品・新プラン　認証を取得した市内企業が新規販売又は売上げ増を目的として、試作品の製作又は新プランの開発若しくは誘客促進を目的としてキャンペーン等の取組を行った場合をいう。

（交付対象者）

第３条　支援金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　山形県の新型コロナ対策認証制度に基づく認証を取得した市内事業者

（２）　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業のうち、市内に本社又は事業所を持つ法人又は個人

（３）　次のいずれにも該当しない市内事業者

　　　ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する事業者

　　　イ　アに掲げるもののほか、市長が不適当と認める事業を営む事業者

（支援対象経費及び支援金の額）

第４条　支援金の額は、別表第１に基づき算出した額とする。

（交付申請）

第５条　支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和３年度上山市新型コロナウイルス感染症対策安全対策強化経済活動支援金交付申請書（兼実績報告書兼請求書）（様式第１号。以下「申請書」という。）に別表第２に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　申請者は、申請書の提出をもって、第７条に規定する交付決定に係る審査及び交付決定後において国等の検査等があった場合の対応に当たり、市長が申請者から必要な情報を収集することに同意したものとする。

　（申請受付期間）

第６条　申請受付期間は、この要綱の施行の日から令和４年２月２８日までとする。

（交付決定及び通知）

第７条　市長は、申請書を受理したときは、その内容を速やかに審査し、交付することが適当であると認めるときは支援金の交付決定を行い、令和３年度上山市新型コロナウイルス感染症対策安全対策強化経済活動支援金交付決定通知書（様式第３号）により、不適当であると認めるときは令和３年度上山市新型コロナウイルス感染症対策安全対策強化経済活動支援金交付非該当通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告及び額の確定）

第８条　規則第１４条の規定にかかわらず、第５条第１項の書類の提出をもって、規則第１４条に規定する実績報告に代えるものとする。

２　規則第１５条の規定にかかわらず、前条に規定する支援金の交付決定に係る通知をもって、規則第１５条に規定する補助金額の確定通知に代えるものとする。

（支援金の支払）

第９条　市長は、第７条に規定する支援金の交付決定及び前条第２項に規定する額の確定を行った場合は、支援金を支払うものとする。

（支援金の返還）

第１０条　市長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者があるときは、その者に既に交付された支援金を返還させることができる。

（重複補助の禁止）

第１１条　補助対象者の実施する事業は、市が実施する上山市新型コロナウイルス感染症対策設備投資促進補助金と重複することができないものとする。

（関係書類の保管）

第１２条　申請者は、申請に係る証憑書類を整備し、支援金の交付決定を受けた年度の翌年度から起算して５年間（令和８年度末まで）保管しなければならない。

２　市長は、必要と認める場合は、前項の書類の提出を申請者へ求めることができる。

（その他）

第１３条　その他必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

　　　附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和３年４月２２日から適用する。

別表第１（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 支援対象経費 | 支援金の額 |
| 山形県新型コロナ対策認証制度に基づく認証取得により支給する。 | １店舗につき一律１００千円 |
| プロモーション又は新商品・新プラン開発（１）需用費（印刷製本費、広告費等）（２）委託費（３）材料費（４）備品購入費（５）その他市長が必要と認める経費 | 実費分　１事業者につき上限１００千円 |

別表第２（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 支援対象 | 添付すべき書類 |
| 山形県新型コロナ対策認証制度に基づく認証の取得※事業者が複数店舗で取得した場合は、取得した店舗ごとを対象とする。 | （１）　認証を取得したことを証する書類（２）　認証マークを店舗入口等へ掲示した写真（３）　誓約書（様式第２号）（４）　法人の場合は、法人名義（片仮名名義及び口座番号が記載された箇所）の口座通帳の写し（５）　個人事業者の場合は、官公所署が発行した顔写真付の本人確認書類及び申請者本人の口座通帳（片仮名名義及び口座番号が記載された箇所）の写し（６）　その他市長が必要と認める書類 |
| プロモーション又は新商品・新プラン開発※事業者が複数店舗で取組をしても、申請は上限金額（１００千円）までとする。※（１）（２）は、上記支援と同時申請の場合は、省略することができる。※（３）（４）は、上記支援と同時申請で、振込口座が同一の場合は、省略することができる。 | （１）　認証を取得したことを証する書類（２）　誓約書（様式第２号）（３）　法人の場合は、法人名義（片仮名名義及び口座番号が記載された箇所）の口座通帳の写し（４）　個人事業者の場合は、官公所署が発行した顔写真付の本人確認書類及び申請者本人の口座通帳（片仮名名義及び口座番号が記載された箇所）の写し（５）　その他市長が必要と認める書類 |

様式第１号（第５条関係）

令和３年度上山市新型コロナウイルス感染症対策

 安全対策強化経済活動支援金交付申請書（兼実績報告書兼請求書）

年　　月　　日

　上山市長　横　戸　長兵衛　様

申請者　住　所　〒

名　称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

　　　市内事業所の住所及び名称　〒

　（法人の場合のみ）担当者氏名

みだしの支援金の交付を受けたいので、令和３年度上山市新型コロナウイルス感染症対策安全対策強化経済活動支援金交付要綱第５条第１項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、この交付申請に係る審査及び交付決定後の国等の検査等があった場合の対応に当たり、上山市が申請者から必要な情報を収集することに同意いたします。

記

１　支援金内容　　　[ ] 認証取得　　[ ] プロモーション等　※該当箇所に[x] 印をつける

２　交付申請額※　　　￥　　　　　　　　　　　　　円

※認証取得は100,000円。その他プロモーション等は実費分（上限100,000円）を記載。両方は合計額を記載すること。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名（☑） |  | [ ]  銀行 [ ]  信金[ ]  信組 [ ]  農協 |  | [ ]  本店 [ ]  支店[ ]  出張所[ ]  支所 | 預金種別（☑） | [ ]  普通[ ]  当座 |
| 口座名義人**（申請者****名義）** | ｶﾅ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （ｶﾅ欄は，姓と名の間にスペース，濁点「゛」は１文字で記入） |
| 名義　　 |
| 店番号 |  |  |  | 口座番号（右詰めで記入） |  |  |  |  |  |  |  |

３　振込先情報**（申請者名義通帳の下記情報が記載されたページの写しを添付してください。）**

４　添付書類　裏面のとおり

※添付漏れを防ぐため、必ず裏面のチェックリストに[x] 印をつけて提出してください。

裏面に続く

　裏　面

＜１　認証取得（一律100,000円給付）の場合＞

[ ] 認証を取得したことを証する書類

[ ] 認証マークを店舗入口等へ掲示した写真

[ ] 誓約書（様式第２号）

[ ] 法人の場合は、法人名義（片仮名名義及び口座番号が記載された箇所）の口座通帳の写し

[ ] 個人事業者の場合は、官公所署が発行した顔写真付の本人確認書類及び申請者本人の口座通帳（片仮名名義及び口座番号が記載された箇所）の写し

[ ] その他市長が必要と認める書類（提出を求められた場合のみ）

＜２　プロモーション又は新商品・新プラン開発の場合＞

[ ] 認証を取得したことを証する書類（上記１の申請と同時の場合は不要。）

[ ] 誓約書（様式第２号）（上記１の申請と同時の場合は不要。）

[ ] 法人の場合は、法人名義（片仮名名義及び口座番号が記載された箇所）の口座通帳の写し（上記１の申請と同時で振込口座が同一の場合は不要。）

[ ] 個人事業者の場合は、官公所署が発行した顔写真付の本人確認書類及び申請者本人の口座通帳（片仮名名義及び口座番号が記載された箇所）の写し（上記１の申請と同時で振込口座が同一の場合は不要。）

[ ] その他市長が必要と認める書類（提出を求められた場合のみ）

様式第２号（第５条関係）

上山市新型コロナウイルス感染症対策安全対策強化経済活動支援金誓約書

　年　月　日

申請者住所

会社名

（個人事業主の場合は事業所名）

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

私は、上山市新型コロナウイルス感染症対策安全対策強化経済活動支援金（以下「支援金」という。）の申請に当たり、下記の事項について誓約します。

もし、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の交付を受けられないことに異議はなく、支援金の交付を受けた後に相違が判明した場合は、支援金を直ちに返還いたします。

　また、これらにより生じた損害については、私が一切の責任を負うものとします。

記

１　支援金交付要綱第３条各号のいずれにも該当しています。

２　交付申請書に記載した内容は真実であり、添付した書類は、適法かつ適正に作成又は取得した原本の写しであります。

３　申請書の提出後、不備の存在等により、上山市長が支援金の交付決定又は支払ができず、かつ、令和４年２月２８日までに私がその補正を行わないときは、申請を取り下げたものとみなされても異議ありません。

様式第３号（第７条関係）

指令　第　　号

年　月　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　上山市長　氏　　　　名

令和３年度上山市新型コロナウイルス感染症対策

安全対策強化経済活動支援金交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった令和３年度上山市新型コロナウイルス感染症対策安全対策強化経済活動支援金について、　　　　　　　　円を交付することに決定したので、令和３年度上山市新型コロナウイルス感染症対策安全対策強化経済活動支援金交付要綱第７条の規定により通知します。

（備考）

　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該支援金の交付決定を取り消し、期限を定めて当該支援金の返還を求めることができる。

（１）　支援対象事業者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

（２）　当該交付決定後、支援金の交付要件を満たしていない事由が生じたとき。

（３）　当該交付決定後、次に該当する者であることが明らかとなったとき。

　　　　　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する事業者

（４）　その他前各号に準じ、市長が支援金の交付を適当でないと認めたとき。

様式第４号（第７条関係）

指令　第　　号

年　月　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　上山市長　氏　　　　名

令和３年度上山市新型コロナウイルス感染症対策

安全対策強化経済活動支援金交付非該当通知書

年　月　日付けで申請のあった令和３年度上山市新型コロナウイルス感染症対策安全対策強化経済活動支援金について、下記の理由により非該当としたので、令和３年度上山市新型コロナウイルス感染症対策安全対策強化経済活動支援金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

　　非該当とした理由